

**「青少年の健全な育成に関する条例一部改正」の骨子（案）
（いわゆる「JKビジネス」の規制について）
に対する意見募集結果**

1 意見募集の期間

平成30年7月12日（木）から平成30年8月1日（水）まで

2 意見募集の結果

	提出者数	提出案件数
団体	0	0
個人	8	13
計	8	13

項目別	件数
規制の内容等について	10
青少年を取り巻く環境等について	3
計	13

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方
規制の内容等について	<p>JK ビジネスの実態を改めて認識しました。子どもの最善の利益を保障しなければならない大人が、青少年を性的対象とし、仕事として従事させたり客とすることは防がなければなりません。</p> <p>1 改正の趣旨、骨子案の規制内容・規制の実効性・罰則等、賛同いたします。改正時期、実行期日についてはできるだけ早期を望みますが、府議会等にて決定の方向があることは致し方ないことと考えます。府議会に可決されることを強く望みます。</p>	<p>できるだけ早期に条例改正できるよう手続きを進めてまいります。また、条例の施行日までに、規制内容等についてホームページ等により、規制の対象となる営業者に分かりやすく周知します。併せて、青少年に有害役務提供営業の危険性を十分認識させ、安易に近づくことがないように、啓発活動にも積極的に取り組んでまいります。</p>
	<p>2 SNSなどで「JK ビジネス」の情報が溢れている昨今、一日も早く京都も条例を改正し施行することが望ましいと思います。骨子案について特に異議はありません。</p>	
	<p>3 京都府においては、現状 JK ビジネスは無いとのことですが、現在の情報社会では、学生（青少年）の間でまたたく間に情報が拡散され、JK ビジネスに容易に足を踏み入れてしまうことも懸念されます。</p> <p>また、近隣の大阪府、兵庫県で規制（条例）があるということなので、京都府としても早急に対応する必要があると考えます。</p>	
	<p>4 骨子(案)について異論はございません。ただ、条例が制定されても理解し協力していただくことが大切です</p>	
	<p>5 「JK ビジネス」をはじめとする青少年が関わるものがふさわしくない営業を「有害役務営業」と定義し、罰則を含む規制を条例化することは必要なことである。</p>	
	<p>6 法律とは独特の言葉回しをしますが、一般に理解できないような言葉は正しい法律とは思えません。そういう意味において、今回改正されたものは正しいものだと思います。</p>	
	<p>7 京都にはまだ営業が確認されていないとのことであるが、近年のひとり親家庭や貧困家庭の増加に伴い、中高生女子の不安定な心理状況に乗じた性風俗へのリスクを軽減させるためにも、また、青少年にとっての健全な環境維持のためにも、先んじて条例改正することは必要であると考えます。</p>	

規制の内容等について	8	「2規制内容(2)有害役務営業者の義務事項」として、青少年の営業所や受付所への立ち入りを禁止する旨を明示する義務を課しているが、若年とみられる客に対して入場する際の身分証明書等年齢の確認義務(コンビニの酒たばこ類販売の年齢確認のような)を課すなどして、青少年の入場をさせない努力が必要であるようにしていただきたい。	有害役務提供営業者に対しては、青少年を客として立ち入らせることを禁止し、違反した場合には罰則を科すこととしています。その場合、過失がない場合を除き、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができないこととしており、身分証等により確認いただくことが必要となります。
	9	悪質な事案に対しては厳しい罰則となることを望む。	規制対象の営業について定義を明確にした上で、条例に違反した者に対する罰則規定や営業停止命令を設けることとしています。 また、警察とともに、必要に応じて立入調査などを実施してまいります。
	10	「JKビジネス」といわれている営業そのものが問題であり、青少年にとって、未知の世界に足を踏み入れ洗脳された者を引き戻すことは困難です。規制に違反した店に対し、厳しい罰則と営業停止も視野に監視すべきです。ときには来客を装い不意の調査も必要。	
青少年を取り巻く環境等について	11	青少年が楽しんで集える健全な居場所作りを考えたいと思う。	青少年に対しては、JKビジネス等有害役務提供営業の危険性を十分認識させ、安易に近づくことがないように啓発してまいります。併せて、周囲の大人に対しても青少年保護の必要性を含め周知啓発を図ってまいります。 なお、インターネット等を通じた性犯罪被害から青少年を保護することを目的に、平成30年7月17日に、児童ポルノ等の自画撮り要求行為そのものを規制するため、本条例の改正を行ったところです。
	12	営業ではないプライベート面でSNSによる被害にあっている青少年もいるのが現状である。規制をかけることは必要だが、青少年自身の啓蒙が大切ではないかと思う。青少年が、学び・考え・相談できる環境が必要になってくるのではないかと考える。	
	13	この問題は、近年の日本国民の道徳的な衰退だと思われ危惧しております。残念ながら、テレビがグラビアアイドルとかAV女優を安易に出したりするなど、芸能界側もJKビジネスをあおっている節があります。また、漫画やアニメの性的描写も問題があります。高校生がセックスするような漫画やアニメは必要ありません。具体的には、性教育で性的搾取の恐ろしさを伝えたり、未婚の女性の処女性の大切さを教える。日本の女子学生がスカートなのも不要に思います。日本は夏が暑いですが一年だと寒い日が多い。スカートは廃止してズボンでよいと思います。制服を変えるのは、男性の目からの印象を変えたいと思います。女性=スカートという固定観念もおかしいです。スカートは、自転車だと下着も見えやすいから不便です。児童ポルノの定義を漫画やアニメにも広げて、厳しく販売や制作を禁ずるべきだと思います。	